

(仮訳)

日本国厚生労働省とリビア国保健省との間の協力覚書

(前文)

本協力覚書（以下「本覚書」という。）は、日本国厚生労働省とリビア国保健省との間で署名されるものである。以下、それぞれを「当事者」といい、総称して「両当事者」という。

両当事者間における継続的な協力関係の精神をさらに発展・強化するため、両当事者は既存の協力関係を一層深化させることへの望みを共有し、相互の信頼と尊重の精神に基づき、その関係を維持・発展させることへの決意を改めて確認する。

両当事者は、相互に関心を有する分野において建設的かつ持続可能な協力の基盤を構築し、開発の取組の効果を高めることを目指すとともに、能力向上を促進する効果的かつ互恵的な関係の構築に資する措置を講じることを希望する。

また、両当事者は、共通の目標及び目的の達成に向けて、保健・医療分野における協力を奨励し、促進することを目指す。

さらに、両当事者は、開発の取組の効果を一層高める形で、協力の可能性を拡大していくことを希望する。

以上を踏まえ、両当事者は以下のとおりの認識に到達した。

第1項

目的及び適用範囲

本覚書は、相互利益、平等及び共通利益の尊重の原則に基づき、かつ日本国及びリビア国において有効な法令を遵守しつつ、本覚書の枠組みの下で保健・医療分野における両当事者の協力関係を発展させることを目的とする。

第2項

協力分野

両当事者は、それぞれの権限、制度、規則、政策及び手続の範囲内において、以下の分野で協力する。

1. 保健人材の育成及び能力開発
2. がん及び慢性疾患分野を含む医療・保健分野の研究開発
3. がん対策

4. 医薬品の製造
5. その他、両当事者が相互に合意する協力分野

第3項

協力活動

本覚書に基づく協力活動は、技術的実現可能性、渡航勧告及び両当事者の共通利益を踏まえ、以下の方法により実施することができる。

1. 関連情報及び専門的知見の交換
2. 両当事者が特定する分野における専門家及び代表団の相互派遣
3. 保健人材の能力強化
4. 日本国及びリビア国で開催される会議、学会及び各種行事への専門家の参加促進
5. その他、両当事者の相互同意により定められる協力の形態

第4項

財政上の負担

各当事者は、本覚書に基づいて実施される協力活動に伴い発生する費用を、それぞれ負担するものとする。

第5項

秘密保持

本覚書に基づき提供され、又は作成された非公開情報及び資料（口頭又は書面によるものを含む。）は、秘密情報として取り扱われるものとし、一方の当事者は、他方の当事者の事前の書面による同意なく、第三者にこれを開示してはならない。

第6項

意見の相違の解決

本覚書に関して両当事者間に生じた意見の相違は、外交ルートを通じたものを含めた両当事者の直接協議により、友好的に解決するものとする。また、当該意見の相違は、その解決のために第三者へ付託されないものとする。

第7項

発効、期間、終了及び改正

1. 本覚書は、両当事者による署名の日から効力を生ずるものとする。
2. 本覚書の有効期間は、発効の日から当初5年間とし、いずれかの当事者が終了を希望する場合において、少なくとも6か月前までに書面により通知しない限り、5年間ずつ自動的に更新されるものとする。
3. 本覚書の終了は、その主題に関連するその他の協力活動には影響を及ぼさないものとする。ただし、当該協力活動が別途終了され、又はその有効期間が満了する場合を除く。
4. 本覚書は、外交ルートを通じて行われるものも含めた両当事者間の書面による合意及び権限を有する代表者の適式な署名により、改正し、又は付録を追加することができる。
5. 本覚書の実施のために署名されるすべての付録は、本覚書の不可分の一部を構成するものとし、本覚書及び当該付録に従って解釈され、適用されるものとする。

本覚書は、2026年 月 日、.....において、英語により正本2通を作成し、署名された。

日本国厚生労働省のために:

リビア国保健省のために:
